

日本看護協会、日本医療機能評価機構医療事故防止事業部、  
日本医療安全調査機構医療事故調査・支援事業部、  
日本医療機能評価機構産科医療補償制度運営部、日本訪問看護財団、  
日本助産評価機構が、医療安全に関する最新情報を紹介します。

# 医療安全トピックス TOPICS

Vol. 149

古賀 華子

日本看護協会看護開発部 看護業務・医療安全課

## 患者・利用者の安全確保・推進に向けた 2023年度の日本看護協会の取り組みについて

日本看護協会は看護職の職能団体として、患者・利用者の安全と看護の質の向上のためにさまざまな医療安全事業を展開しています。今月号は、日本看護協会の2023年度の取り組みを紹介します。

日本看護協会（以下：本会）は、人々の人間としての尊厳を維持し、健康で幸福でありたいという普遍的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命として、さまざまな事業を展開しています。医療安全事業においては、看護の質の向上のために、看護が提供されるあらゆる場での安全の確保と推進をめざして、事故の未然防止・再発防止の視点で取り組みを進めてきました。

2022年度は、「事故の未然防止・再発防止の立案・実施の推進」と「あらゆる場における安全管理体制の整備の支援」、また、医療安全への患者参画をテーマとした取り組みも行いました。このうち「世界患者安全の日」に際しては、初めて看護系4団体が協働し、連名によるポスターを作成して患者安全への行動を喚起しました。併せて、患者参画による患者安全への取り組み事例を募集し協会ニュースなどで紹介しました。

これらの取り組み以外にも、本会が運営する「看護職賠償責任保険制度」では、医療安全対策の一助となるよう「薬剤誤投与における法的責任とエラー防止対策」をテーマとした研修を実施し、さらに本会ホームページを通じて現場で役に立つような安全にかかわる最新情報を発信してきました。

2023年度は、昨年度から継続して「事故の未然防

止・再発防止の立案・実施の推進」を行うとともに、「医療機関、介護保険施設、在宅領域、その他における安全管理体制上の課題に関する情報収集および課題解決のための方策の検討」の2つの柱で事業を展開する予定です。下記に概要の一部を紹介します。

### ●事故の未然防止・再発防止策の立案・実施の推進

#### 1) 医療事故調査制度における支援団体としての役割発揮

医療事故調査制度は医療法の「第3章 医療の安全の確保」に位置づけられ、医療の安全を確保するために医療事故の再発防止を行うことを目的として、2015年10月1日に開始されました。本会や都道府県看護協会は医療事故調査等支援団体として本制度にかかわっています。医療事故調査等支援団体は、医療機関が院内事故調査を実施するに当たり、院内事故調査の進め方や解剖、死亡時画像診断に関する支援、院内調査に必要な専門家の派遣等の必要な支援を行います。

本会では、2021年度、医療事故調査制度における医療事故調査等支援団体として、要請に応じて、より円滑かつ適切に医療事故調査（院内調査）に必要な専門家の派遣ができるよう、現場での制度の運用状況に合わせて本会と都道府県看護協会の連携の仕組みを見直し、専門家派遣を継続して行っていま